令和6年度　実施計画登載事業　実施状況・効果検証

No	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	経済対策との関係	事業始期	事業終期	実施計画総事業費（千円）	決算額（千円）	うち臨時交付金	事業の実施状況	事業の効果・検証
1	公共交通事業者等物価高騰対応重点支援事業	①　原油価格高騰や物価高騰の影響を受けている交通事業者（市内に本店又は営業所を置く、路線バス、貸切バス、タクシー事業者）に対し支援を行う。 ②　負担金補助及び交付金、需用費、役務費 ③・支援金額 （基本額）法人：@200千円×14社＝2,800千円 個人：@100千円×81者＝8,100千円 （加算額）バス：@50千円×190台＝9,500千円 タクシー：@10千円×338台＝3,380千円 ・事務費 消耗品費　110千円 郵送料　17千円 ④　市内に営業所を置く交通事業者等（95事業所）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.6	R6.12	23,907	22,420	22,420	【申請期間】 令和6年7月8日～22日申請受付 【実施結果】 法人：16社、　個人：76者 路線バス：7,550千円 貸切バス：2,600千円 法人タクシー：4,480千円 個人タクシー：7,000千円 福祉限定タクシー（法人）：390千円 福祉限定タクシー（個人）：400千円	コロナ禍からの利用者回復が途上にある中、急激な燃料価格高騰の影響を受け運行経費が増加している公共交通事業者に対し支援金を給付したことは、事業継続支援に寄与するとともに、市民生活を支える公共交通の維持・確保に一定の効果があったと考えられる。
2	障害福祉施設電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業	①エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に直面する民間障害福祉施設に対する、物価高騰対策の支援を行い安定的な施設運営を図る。 ②支援金・事務費 ③ ・居宅系施設（26施設）＠５０千円×２６施設＝1,300千円(ｱ) ・通所系施設（67施設）＠５千円×定員１，３３６人＝6,680千円(ｲ) ・入所系施設（26施設）＠１０千円×定員７８３人＝7,830千円(ｳ) ・相談支援（16施設）　＠５０千円×１６施設=800千円(ｴ) ・事務費　　166千円(ｵ) （事務用品費等127千円,郵便料等39千円） ・計　(ｱ)+(ｲ)+(ｳ)+(ｴ)+(ｵ)＝　16,776千円 ④市内民間障害福祉施設（135施設）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.6	R6.12	16,776	14,068	14,068	【支給期間（支給日）】 R6．６．２６～６．１０．１８ 【実施状況】 給付事業所　90事業所	エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に直面する民間障害福祉施設の安定的な施設運営につながった。
3	介護保険施設電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業	①エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に直面する民間介護保険施設に対する、物価高騰対策の支援を行い安定的な施設運営を図る。 ②支援金・事務費 ③ ・居宅系施設（108施設）＠50千円×108施設＝5,400千円(ｱ) ・通所系施設（55施設）＠5千円×定員1,262人＝6,310千円(ｲ) ・入所系施設（74施設）＠10千円×定員2,847人＝28,470千円(ｳ) ・事務費　　401千円(ｴ) （事務用品費等321千円,郵便料等80千円） ・計　(ｱ)+(ｲ)+(ｳ)+(ｴ)　＝　40,581千円 ④市内民間介護保険施設（237施設）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.6	R6.12	40,581	37,848	28,312	対象事業所のうち、申請のあった介護事業所111法人211事業所に対し給付金支給による支援を実施。	新型コロナウイルス及び光熱費、食材料費等の物価高騰の影響で厳しい経営を強いられている状況で日常生活に欠かせない介護サービスを提供している事業所の安定した運営継続を支援することができた。
4	保育施設等物価高騰対策支援事業	①エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に直面する民間保育施設等に対する、物価高騰対策の支援を行い安定的な施設運営を図る。 ②支援金・事務費 ③定員区分ごとに支援金を支給 ・定員40名以下＠100千円×8施設＝800千円(ｱ) ・定員41～50名＠225千円×5施設＝1,125千円(ｲ) ・定員51～60名＠350千円×5施設＝1,750千円(ｳ) ・定員61～70名＠475千円×1施設＝475千円(ｴ) ・定員71～80名＠600千円×4施設＝2,400千円(ｵ) ・定員81名以上＠725千円×7施設＝5,075千円(ｶ) ・認可外保育所＠50千円×18施設＝900千円(ｷ) ・事務費　　25千円(ｸ) （事務用品費等13千円,郵便料等12千円） ・計　(ｱ)+(ｲ)+(ｳ)+(ｴ)+(ｵ)+(ｶ)+(ｷ)+(ｸ)＝12,550千円 ④市内民間保育施設（48施設）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.7	R6.12	12,550	12,337	12,337	エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内の保育施設等４４施設に対し、支援を実施した。	事業の実施によりエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響がある中、安定的な保育施設等の運営に寄与した。

5	公衆浴場業物価高騰対応重点支援金給付事業	①エネルギー等の物価高騰に直面する生活衛生事業者のうち、民間公衆浴場（物価統制令によって入浴料金が統制されている普通浴場に限る。）に対する、物価高騰対策の支援を行い衛生管理を確保し、安定的な事業継続を図る。 ②支援金 ③【公衆浴場】令和3年度の入浴料収入に応じて支援金を支給 ・500万円以下　@300千円×1施設＝300千円(ｱ) ・500万円超1千万円未満　@600千円×3施設＝1,800千円(ｲ) ・1千万円以上　@900千円×1施設＝900千円(ｳ) ・計　(ｱ)+(ｲ)+(ｳ)＝3,000千円 ④民間公衆浴場（5施設）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.6	R6.12	3,000	13,505	13,505	公衆浴場5施設について、支援金を給付した。	エネルギー価格等の物価高騰の中においても、衛生的管理を確保しながら事業を継続することに効果があった。
6	クリーニング業物価高騰対応重点支援金給付事業	①エネルギー価格等の物価高騰に直面する生活衛生事業者のうち、クリーニング業を営む中小事業者に対する、物価高騰対策の支援を行い衛生管理を確保し、安定的な事業継続を図る。 ②支援金・事務費 ③【クリーニング業】事業規模により支援金を支給 ・個人事業主 @300千円×7施設＝2,100千円(ｱ) ・法人（従業員100人未満） @600千円×14施設＝8,400千円(ｲ) ・法人（従業員100人以上） @900千円×2施設＝1,800千円(ｳ) ・事務費（郵便料）　6千円(ｴ) ・計　(ｱ)+(ｲ)+(ｳ)+(ｴ)＝12,306千円 ④クリーニング業を営む中小事業者(23事業者)	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.6	R6.12	12,306			クリーニング業について、個人事業主7施設、法人（従業員100人未満）11施設、法人（従業員100人以上）2施設の合計20施設に支援金を給付した。	エネルギー価格等の物価高騰の中においても、衛生的管理を確保しながら事業を継続することに効果があった。
7	医療機関エネルギー価格高騰支援金給付事業	①エネルギー価格等の物価高騰に直面する民間医療機関に対する、物価高騰対策の支援を行い医療機関の安定的な運営を図る。 ②支援金・事務費 ③ ・病院（15病院）@12千円×2,796床＝33.552千円(ｱ) ・有床診療所（12診療所）@200千円×12診療所＝2,400千円(ｲ) ・無床診療所（127診療所）@100千円×127診療所＝12,700千円(ｳ) ・薬局（76薬局）@50千円×76薬局＝3,800千円(ｴ) ・事務費（郵便料）50千円(ｵ) （事務用品費等14千円,郵便料等36千円） ・計　(ｱ)+(ｲ)+(ｳ)+(ｴ)+(ｵ)　＝　52,452千円 ④市内民間医療機関（230機関）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.7	R6.10	52,502	51,376	51,376	申請のあった市内医療機関（薬局含む）計218件に支援金を支払った。	物価の高騰が続く中、医療機関の収入である診療報酬は固定であり、エネルギー価格の増減に合わせて変動することはないため、エネルギー価格高騰分の一部を支援し、経営を安定させることに効果があった。
8	一般廃棄物収集運搬事業者等物価高騰対策重点支援金給付事業	①エネルギー価格等の物価高騰に直面する一般廃棄物収集運搬業等を営む中小事業者等に対し支援を行うため、 市内に本社を置く、①市から一般廃棄物収集運搬業の許可又は再生利用業の許可を受けた者②小樽市一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭から排出されるごみの収集運搬を行う者③市の資源回収事業者として登録を行い、現に資源回収を行っている者に対し支援金を支給する。 ②負担金補助及び交付金、需用費、役務費 ③・支援金額 ・車両2台目まで1台当たり50千円 @50千円×38台＝1,900千円 ・車両3台目以降1台当たり30千円 @30千円×172台＝5,160千円 ・事務費　90千円 （事務用品費等80千円,郵便料等10千円） ・計　(ｱ)+(ｲ)+(ｳ)＝　7,150千円 ④一般廃棄物収集運搬業等を営む中小事業者等（１９事業者）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.6	R6.12	7,150	5,144	5,144	市内に本社を設置する一般廃棄物収集運搬事業者又は資源回収業者に対する支援を実施。 件数17件	エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている事業者の事業継続に寄与した。

9	貨物自動車運送事業者物価高騰対策重点支援事業	①エネルギー価格等の物価高騰に直面する一貨物自動車運送事業を営む中小事業者等に対し支援を行うため、 市内に本社又は営業所を置く、一般貨物自動車運送事業を営む中小事業者又は貨物軽自動車運送事業を営む中小事業者に対し支援金を支給する。 ②負担金補助及び交付金、需用費、役務費 ③・支援金額 （一般貨物自動車運送事業） 300千円×90事業者＝27,000千円 （貨物軽自動車運送事業） 50千円×60台＝3,000千円（上限300千円） ・事務費　1,000千円 （会計年度任用職員人件費621千円,事務用品費等279千円,郵便料等100千円） ④一般貨物自動車運送事業を営む中小事業者又は貨物軽自動車運送事業を営む中小事業者	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.6	R6.12	31,000	25,129	25,129	エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業を営む中小事業者等に対し支援を実施。 イ:一般貨物自動車運送事業 76事業者 ロ:貨物軽自動車運送事業 50千円×27台 100千円×4台 150千円×1台 300千円×1台	エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業を営む中小事業者等を対象に支援金を支給したことにより、事業継続支援に寄与した。
10	高圧電気料金高騰対策支援事業	①エネルギー価格等の物価高騰により電気料金は上昇を続けており、その影響を受けている市内事業者に対し、支援金を交付し、経営に与える影響を緩和することを目的とする。 ②事務費1,000千円　支援金　90,000千円 ③【支援金額】 ・1か月分の電気使用量（kWh）×3.0円 ※1事業者あたり200万円を上限 【積算根拠】 ・支援金 高圧電気使用量37,500kWh／月× 3.0円×800件=90,000千円 ・事務費 会計年度任用職員人件費621千円,事務用品費等329千円,郵便料等50千円 ④市内で高圧の電力を小売電気事業者（新電力を含む）と契約又は事業活動に使用している事業所を持つ事業者	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.6	R6.12	91,000	38,167	35,704	電気料金高騰の影響を受けている事業者に支援を実施。 総計　321事業者	電気料金高騰の影響を受けている事業者の事業継続に寄与した。
11	街路防犯灯LED改良費物価高騰対策重点支援金給付事業	①電気料金の高騰に直面する街路防犯灯を管理する団体（町内会・商店街）の負担を軽減するため、現在保有している街路防犯灯を省エネルギー効果が高く、二酸化炭素排出量の少ない、LED灯へ改良する工事費を助成する。 ②支援金・事務費 ③　予定灯数　237灯　（30団体） 助成内訳（見込み） @41,000円×237灯＝9,717千円 事務費　23千円 ④LED灯に改良する前の街路防犯灯を保有する町会その他団体	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.5	R6.12	9,740	1,665	1,665	【支給期間（支給日）】 R6.8.9～R6.11.22 【実施状況】 給付件数7件	保有する街路防犯灯電気料金の高騰に影響を受ける町内会その他団体へ、より省電力なLEDへの改良費の支援として効果があったものと考える。
12	学校給食費保護者負担軽減臨時事業	①物価高騰により給食用食材も値上がりしている中、給食費を値上げせずに済むよう給食食材費に補助するとともに2か月分の給食費を無償化（給食の提供を受けていない児童生徒の保護者に対しては給食費相当額を2か月分補助）し、子育て世帯の生活支援を図る。 ②負担金、補助及び交付金 ③1、2(1)は学校給食運営協議会へ交付、2(2)は保護者へ支給 1給食原材料費等支援事業（教職員分は除く） ・小学校低学年＠780円×1,700人×12月＝15,912千円(ｱ) ・小学校高学年＠800円×1,871人×12月＝17,962千円(ｲ) ・中学校1・2年＠950円×1,385人×12月＝15,789千円(ｳ) ・中学校3年　＠930円×　724人×12月＝　8,080千円(ｴ)　　(ｱ)～(ｴ)計＝57,743千円～A 2給食費等保護者負担無償化事業 (1)給食費を負担している児童生徒の無償化分 ・19,398千円（1月当たりの所要額）×2月＝38,796千円 (2)給食の提供を受けていない児童生徒の保護者への補助 ・ 280.5千円（1月当たりの所要額）×2月＝　561千円 (1)+(2)　＝39,357千円～B 計　A+B＝97,100千円 ④子育て世帯（小中学生の保護者）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	R6.6	R7.3	97,100	75,000	67,744	児童生徒に係る令和6年4～5月の2か月分の給食費を無償化（給食の提供のない児童生徒には給食費相当額を2か月支給）するとともに、給食食材費に補助することで給食費を令和4・5年度と同額を維持。	食材や諸物価高騰の中、学校生活において支出の大きなウェートを占める給食費の無償化と価格の据置きにより、子育て世帯の生活支援に寄与した。